

# 金木 だより

発行 青森県金木町役場 編集 企画室

## 町の人口と世帯数

人口	男	7,380
	女	7,499
	計	14,879
世帯数		3,664

(S 50.12.1. 現在)



〔クワ入れをする須藤 県農林部次長〕

## 共同利用模範牧場

### 起工式行われる

#### ―津軽半島を畜産平野に―

本年度より三カ年の継続事業で着工される「共同利用模範牧場」の建設の起工式が、十二月三日、金木町中央公民館で行われました。金木町と中里町で実施されるこの事業は、事業費総額で七億七千万円と膨大なもので、このうち金木町喜良市地区の金木団地では、草地造成九十四畝・畜舎・看視舎サイロ・農具庫・糞尿処理施設等を備えており、津軽半島の畜産基地として、畜産振興に果たす役割は大きく、人々の関心を集めています。

式典では、安藤農用地開発公団理事・須藤農林部次長がクワ入れをし、花田金木町助役らが玉ぐしをささげました。

# 県議花田 一氏 藍綬褒章受章される



〔花田 一氏〕

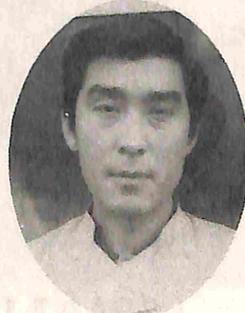
務執行者就任)、青森県議会議員を五期行い現在に至っています。また、全国高等学校PTA協議会会長・青森県私学審議会々長等、教育においても尽力しています。この間、昭和四十四年十月、全

国都道府県議会議長会により、県議在職十年以上に及び自治功労者として表彰受賞、昭和五十年十月同じく県議在職十五年以上に及び自治功労者として表彰受賞、また十一月、県知事より自治功労者として県褒賞受賞、それに加えて、今回、内閣総理大臣より藍綬褒章受章となったわけです。

## 集会場を無料設置

本年度の町営住宅建設業者による集会場の建設が行われ、現在旭ヶ丘団地内に建設中です。この業者の方たちは、竹内佐右衛門さん(竹内建設経営主)・伊藤正一さん(伊藤建設経営主)・角田惣作さん(角田建設経営主)・長尾甚五郎さん(長甚木工所経営主)・今岩男さん(今建設経営主)・櫛引繁松さん(櫛引建設経営主)・小山内等さん(小山内建築経営主)の七人です。旭ヶ丘団地に集会場ができる、団地住民相互の連絡・話し合いにとっても便利と期待されています。

## 児童に甘いプレゼント



らおうと思っています。中谷さんは、今年の春にも芦野グラウンドに便所を無料設置するなど、町にとっても貢献しています。

## 池田織維金木工場 堂々の操業式

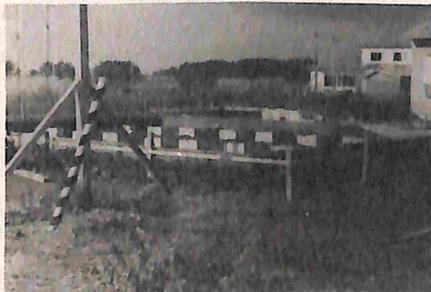
県議会議員の花田一氏が「藍綬褒章」を受章され、その祝賀会が十二月十三日、金木町中央公民館で町民を交えて盛大に行われました。

農村工業導入により、かねてより誘致企業されていた「池田織維株式会社」の操業式が、十二月十六日午後一時から、金木町中央公民館で行われました。

池田織維株式会社は、東北地方に五つの工場を持っており、青森県で第一号の金木工場は、東北第六号として誕生したわけです。製造品目は、婦人子供服・レインコート等の二つです。操業時間は、午前八時から午後五時までですが、冬時間も考慮中です。

式典では、池田昭治社長のあいさつに続き、大橋町長が式辞をのべました。また、青森県知事代理県企画部参事寺田実生氏・青森県議会議員花田一氏ら来賓が祝辞をのべると、従業員代表の沢田美智

子さんが力強く誓いのことばをのべました。



〔旭ヶ丘団地〕

## 寒い冬をあたたかく

中谷亨さん(中谷石油店主)は町の困ってる人たちに役立ててください、と、石油ストーブを十台町に寄贈しました。町ではさっそくこのストーブを、町の困窮家庭や社会福祉施設に贈り、使っても

## 産休代替保母募集

役場民生課では、産休の代替保母さんを募集しています。

〈募集人員および条件〉  
募集人員は二名で、保母の資格を有するもの。  
〈その他〉

昭和五十一年一月末日。  
〈申込み・その他〉  
役場民生課へどうぞ。

# 公選法改正のりそ

## (その二)

### 衆議院議員の定数は正に 関する事項

衆議院議員の議員一人当たりの人口は、各選挙区間で相当不均衡を生じており、昭和四十五年の国勢調査によると、全国で最高の選挙区は、大阪府第三区(約五十四万五千人)で、全国で最低の選挙区である兵庫第五区(約十一万三千人)と比較すると、約四・八倍、全国平均(約二十一万三千人)と比較しても約二・五倍となっています。

このような不均衡を是正するには、総定数をどうするか、昨年来公選法改正調査特別委員会でも論議が行なわれたところであるが、今回の改正では、国会における論議の線にそって、衆議院議員の総定数を十一の選挙区について二十人増加することとされ、衆議院議員の総定数は、当分の間、五百十人(改正前四百九十一人)とすることとされました。(青森県の選挙区及び定数には異動なし。)

### 二 供託金に関する事項

立候補の際に候補者等が納めることになっている供託金の額は、今回の改正により、各選挙につき約三倍程度引き上げられました。各選挙ごとの供託金の額は次のとおりです。

選挙の種類	改正後	改正前
(一) 衆議院議員の選挙	一〇〇万円	三〇万円
(二) 参議院(全国選出)議員の選挙	二〇〇万円	六〇万円
(三) 参議院(地方選出)議員の選挙	一〇〇万円	三〇万円
(四) 都道府県の議会の議員の選挙	二〇万円	六万円
(五) 都道府県知事の選挙	一〇〇万円	三〇万円
(六) 指定都市の議会の議員の選挙	一五万円	五万円
(七) 指定都市の長の選挙	六〇万円	二〇万円
(八) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙	一〇万円	三万円
(九) 指定都市以外の市の長の選挙	二五万円	八万円
(十) 町村長の選挙	一二万円	四万円

### 三 実費弁償及び報酬の額の 基準に関する事項

選挙運動に従事する者(事務員を含む)及び労務者に対して支給することができる実費弁償の額の基準並びに労務者及び事務員に対して支給することができる報酬の額の基準は、従来法律で定められていたが、これらの基準は、社会経済の実態に合わせて適時に合理化できるように政令で定めることとされた。

### 四 機関紙(誌)及び一般紙 項 (誌)の頒布に関する事項

最近の選挙における実情をみると、特定の候補者の写真や氏名等を大きく掲載し、投票依頼にわたる文言が記載されるなど選挙運動用文書と変わらぬと受け取られるような機関紙号外等が選挙期間中に大量に発行され、各戸投込みや街頭での配布等により無償かつ無差別に頒布されるなど実質的には、選挙運動に関する規制を無意味にするような状況にあり、選挙の公正を確保する見地からいろいろと問題があったわけであるが、このような実情にかんがみ、今回の改正では、次のような措置が講ぜられた。

#### (一) 機関紙(誌)の頒布

政党その他の政治団体の機関紙(誌)の号外等(号外、臨時号、増刊号、その他の臨時に発行するものをいう。以下同じ)については、選挙運動の期間中及び選挙の当日においては、選挙に関する報

道評論を掲載したものはその方法の如何を問わず頒布できないこととされ、また、選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の届出機関紙(誌)(号外等を除く)で引き続き発行されている期間が六ヶ月以上のものの頒布については選挙運動の期間中及び選挙の当日においては、従来は通常の方法により頒布することができるとされていたが、今回の改正においては、ここでいう通常の方法とは当該選挙の期日の公示又は告示の日の前六ヶ月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は、特別の方法は含まないものであることが明らかにされた。尚、引き続き発行されている期間が六ヶ月未満のもの頒布については、従来どおり政談演説会の会場においてする場合に限られる。さらに今回の改正では、確認団体の届出機関紙(誌)の号外等で当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載されているものは、選挙に関する報道評論を掲載してはならないこととされた。

#### (二) 一般紙(誌)の頒布

選挙に関する報道評論を掲載した一般紙(誌)の頒布については選挙運動の期間中及び選挙の当日においては、従来は通常の方法により頒布することができるとされていたが、今回の改正においては、ここでいう通常の方法とは、当該新聞紙又は雑誌の定期購読者以外の者に対しては有償である場合に限るものであることとされた。

### 五 連座制に関する事項

従来の連座制は、総括主宰者、出納責任者等が買収等の罪を犯し刑に処せられた場合に、その当選人の当選を無効であると認める検察官が当選無効訴訟を提起し、その訴訟の結果をまつて初めて当選が無効となる仕組みになっていた。しかしながら、これらの訴訟手続には相当の日数を費やしているのが現状であり、訴訟手続が完了しないうちに当選人の任期が切れてしまふというように連座制の実効性を確保するうえにおいて種々問題があったところである。

今回の改正では、総括主宰者、出納責任者(事実上の出納責任者を含む)又は地域主宰者(以下「総括主宰者等」という)が買収等法第二百十條に列挙された罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が選挙費用の法定額違反の罪を犯し刑に処せられたときは、当該事件に係属した最後の審級の裁判所は、検察官の申立てによりその旨をこれらの者に係る当選人に書面により通知しなければならぬ

いこととし、この通知を受けた当選人は、検察官を被告とし、当該通知を受けた日から三十日以内に高等裁判所に、これらの者が当該当選人に係る総括主宰者等に該当しないことを理由とし、当該当選が無効とならないことの確認を求める訴訟を提起しない限り、当該当選が無効となる制度に改めることとされ、連座制度の趣旨の速やかな実現を期することとされた。

六 その他  
 (一)選挙運動用自動車の使用の特例の廃止  
 積雪その他やむを得ない事情があると認められる地域においては従来、貨物自動車の使用の特例が認められていたが、道路事情や車の性能の改善に伴いこの特例が廃止された。  
 (二)解散電報等の禁止

## 政治討論会

### 開催される

—主催は北郡選管連合会—



「郡内地域住民の生活を向上させるためにわが党はかく考える」をテーマとした政治討論会が、十二月一日、金木町中央公民館大ホールで開催された。北郡選挙管理委員会連合会が主催し、郡内明るい選挙推進協議会の共催で行われたこの討論会には、司会者として陸奥新報論説委員長岡本千吉郎氏を、また講師として各党の代表者一名に出席してもらい、各党の施策発表や地域住民との質疑応答を行いました。

衆議院の解散に関し公職の候補者等の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示して、郵便又は電報により、選挙人にあいさつする行為は選挙運動用文書図画の頒布の禁止行為に該当するものとみなすこととされた。  
 (三)罰則その他所要の規定の整備  
 罰金の額が約四倍に引き上げられたのをはじめ、所要の規定の整備が図られた。



〔文化服装学院も一役！〕



〔お花教室の出品展〕

## 写真ニュース 町民文化祭



〔妻の神遺跡の出土類〕



〔絵画教室の出品展〕

# 郵便局からのお願い

## お願い

年賀状は  
12月20日まで

小包は  
12月15日まで

郵便番号・あて名は  
正しく、はっきりと

あて名不完全郵便物は全国で  
一日約四万通あります。

郵政省では、今年の六月に全国一〇〇カ所の郵便局で、通常郵便物(小包以外の手紙やはがき等)のあて名の記載状況などについて実態調査を行いました。

それによると、一日に配達される郵便物のうち、あて名が正確に書かれていないものが約十二%もあることがわかりました。郵便物のあて名が不完全であったり、間違っていると配達が遅くなったりまた、せっかく出された郵便物が受取人に届かず差出人にお返ししなければなりませんので、郵便物のあて名は正しく、はっきりとお書き下さい。

小包の包装は、しっかりと。次のような内容品については、材質のあった物でしっかり包装して下さい。

- ① ガラス製品や陶器、磁器の場合、紙、わら、綿などつめ

て、箱は金属製、木製あるいは丈夫なダンボール箱を使用して下さい。

② 写真、書画などの場合は、内容品と同等以上の大きさの厚紙あるいは板などではさみ、折れ曲らないように補強して下さい。

③ 塩魚、みそ、梅干、漬物などの場合は厚手のビニール袋など水分が漏れない物に納入し口をしっかり結んで下さい。外袋との間には万一袋が破れても完全に漏出物を吸収するよう適当な物を詰めてください。

※郵便法に基づく郵便禁制品および差出禁止品もありますので詳しい事は郵便局へおたずねください。

## 身体障害者の職業訓練生

### 入校案内

国立宮城身体障害者職業訓練校  
(仙台市台原五丁目15番1号 TEL0222133124)

#### ◎応募資格

○義務教育修了者又は、これと同程度の学力のある身体障害者の方。

○身体障害の程度は、盲人・聾(補聴器で矯正される人を除く)・てんかん・伝染病疾患及び病状の固定していない方を除き

一年間の訓練に耐えられる方。

#### ◎募集科及び定員

- 時計修理科(20名)・電子機器科(20名)・洋服科(10名)・洋裁科(20名)・和裁科(20名)・軽印刷科(20名)・製くつ科(20名)・義肢装具科(20名)・理容科(20名)・事務科(20名)・デザイン科(20名)の合計一科一七〇名。

#### ◎訓練期間

一カ年(昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで)

#### ◎選考方法

面接及び簡単な作文による。

#### ◎選考日時及び場所

昭和五十一年二月二十七日(金)午前九時から於・当訓練校

#### ◎願書受付締切

昭和五十一年二月十二日(木)

#### ◎願書提出先

各市町村を管轄する公共職業安定所

#### ◎特典

- 授業料は無料。
- 公共職業安定所の入校指示をうけると、月約四四、〇〇〇円から五〇、〇〇〇の手当を支給
- 仙台市以外で寄宿舎に入る方には、「移転資金」を支給。
- 修了後は、公共職業安定所において適職を斡旋。
- 生活保護家庭の方には引継保護費を支給。この場合、訓練手当の内技能習得手当を除く手当は修了時一括支給となる。
- その他各種の特典有り。

## 新有権者感想文募集

成人の日を迎え、選挙権を得られ、また社会人となって経験されたことや、さらに考えたり感じたりしたことが少なくないでしょう。これを作文にまとめるとは、人生の門出を飾るものと信じます。自治省と(財)明るい選挙推進協議会では、新有権者の感想文を募集しています。

〔応募内容と題名〕  
最近の選挙において、あるいは「成人の日」を迎え、新有権者または社会人として地方自治や国政への参加について、自分自身で経験し、もしくは考えたり、感じたりしたこと。  
標題はその内容にそれぞれふさわしいものとする。

#### 〔字数〕

一、六〇〇字以内(四〇〇字詰原稿用紙四枚以内)

#### 〔応募資格〕

昭和三十年一月一日から昭和三十年十二月三十一日までの間に生まれたもの。

#### 〔応募上の注意〕

- (1) 応募者の住所・氏名(フリガナを付けること)・性別・生年月日および職業を原稿の末尾に明記すること。(字数の制限外)
- (2) 応募作品は未発表のものとする
- (3) 応募原稿は返却しない。
- (4) 入選作品は明るい選挙推進運動のため自由に使用できるものとする。
- (5) この感想文募集が行われること

を知った媒体名(新聞・ラジオ・テレビ局・都道府県の広報紙・その他)を記入すること。  
(6) 最優秀作品は雑誌「私たちの広場」に発表するものとする。

#### 〔締切〕

昭和五十一年一月三十一日(当日消印有効)

#### 〔賞・入選発表〕

最優秀賞一篇・入賞九篇・佳作若干。

発表は、昭和五十一年三月十五日、当該選挙管理委員会より本人に通知、また同日発行の雑誌「私たちの広場」に佳作以上の名を掲載。

#### 〔応募先・問い合わせその他〕

応募者の居住する都道府県・指定都市選挙管理委員会へどうぞ。

## 旧金木地区

### 合同厄払いのお知らせ

旧金木地区在住の男四十二歳、女三十三才の合同厄払いが左記のとおり行なわれます。

◎日時 一月三日(土) 午前十時

◎場所 金木町中央公民館

◎申し込み 十二月三十日までに金木町芦野団地 逢坂伸三(番二一四一八七)へ申し込み下さい。

#### ◎対象者

昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日に生まれた男子と、昭和十一年四月一日から昭和二十年三月三十一日までに生まれた女子。

# 戸籍の窓

誕生おめでとうございます  
(9月届出分)

鎌田 雅代 (守 長女) 金木  
菅原 典夫 (和夫 2男) 金木  
齋藤 純 (忠実 6男) 嘉瀬  
工藤 義広 (光義 2男) 嘉瀬  
工藤 亜紀 (正清 長女) 川倉  
尾野 あづみ (一夫 長女) 川倉  
山中 康夫 (石太郎 長男) 嘉瀬  
田中 めぐみ (稔 長女) 金木  
伊藤 るる子 (秀正 長女) 喜良市  
蒔田 七三郎 (明德 長男) 金木  
白川 智恵 (茂 長女) 沢部  
今 博史 (重雄 長男) 喜良市  
泉谷 久美 (正治 長女) 川倉  
岩村 友和 (治次 長男) 嘉瀬  
沢田 綾子 (清貴 長女) 嘉瀬  
山中 賢 (昇 長男) 嘉瀬  
米谷 精恭 (敏雄 長男) 喜良市  
白川 知美 (武則 長女) 喜良市  
伊藤 彰悟 (良一 長男) 喜良市  
平川 リミ (光信 長女) 嘉瀬  
奈良 あずさ (彰 長女) 嘉瀬  
斎藤 明美 (茂 長女) 嘉瀬  
野宮 千夏子 (忠美 長女) 嘉瀬  
津島 博文 (行美 長男) 嘉瀬  
嘉山 優子 (直義 長女) 金木  
古川 裕子 (昭則 長女) 喜良市  
棟方 彰一 (清美 長男) 嘉瀬

千葉麻衣子 (孝司 3女) 川倉  
桑田 かおり (精七 長女) 喜良市  
氣仙 美樹 (勝雄 2女) 金木  
田中 里美 (与次郎 2女) 金木  
工藤 美紀子 (伸輝 2女) 喜良市  
岩間 一美 (敬一 2男) 金木  
泉谷 昌宏 (岳伸 長男) 川倉  
大橋 ひとみ (照雄 2女) 喜良市  
古川 郁子 (房則 3女) 嘉瀬  
野宮 裕介 (良彦 長男) 金木  
田中 ともみ (広 長女) 金木  
長尾 恵 (昭雄 長女) 金木  
岡田 健一 (利雄 長男) 蒔田  
泉谷 睦美 (勝則 長男) 川倉  
松尾 昌治 (好二 2男) 金木  
黒川 亜希子 (文博 2女) 中柏木  
小松 健蔵 (光春 2男) 嘉瀬  
大橋 ひとみ (久雄 長女) 喜良市  
葛西 寛之 (豊久 長男) 喜良市  
今 久仁子 (秀磨 長女) 喜良市  
加藤 宏美 (敏秋 長女) 喜良市

飯塚 恭一 (喜代治 長男) 嘉瀬  
長利 芳枝 (勝義 2女) 中里町  
桑田 唯昭 (長之 長男) 喜良市  
佐久間 初子 (専次 長女) 福島県  
其田 晃 (雄蔵 5男) 川倉  
大塚 敏江 (誠 長女) 茨城県  
其田 悠司 (善八 4男) 中柏木  
原田 光子 (忠吉 長女) 川倉  
其田 登 (定一 長男) 喜良市  
今 静江 (定平 長女) 五所市  
藤馬 勝好 (武好 長男) 五所市  
藤元 栄子 (良次郎 4女) 金木  
藤川 義康 (勝芳 長男) 川倉  
白川 弘子 (勝義 長女) 弘前市  
坂本 徹 (繁成 長男) 五所市  
岩村 まつえ (金致 長女) 嘉瀬  
大西 憲三 (武 4男) 三重県  
田中 久美子 (喜代橋 2女) 金木

横山 力 (政吉 4男) 東京都  
白川 ユリ子 (清作 長女) 金木  
高橋 光明 (恒 長男) 五所市  
田中 久子 (武義 4女) 喜良市  
加藤 崇 (弥太郎 3男) 喜良市  
須崎 恵子 (正敏 長女) 嘉瀬  
山田 純一 (弥右エ門 長男) 金木  
石戸 谷のぶ子 (義則 長女) 稲垣村  
田中美喜雄 (助一 5男) 蒔田  
長尾 枝美子 (賢吉 5女) 五所市  
飛鳥 明 (茂作 2男) 喜良市  
吉田 友子 (広治 長女) 南部町  
尾野 優 (嘉次郎 2男) 五所市  
中谷 アキ子 (秀照 長女) 川倉  
米谷 昭二 (健二 2男) 喜良市  
田中 悦子 (喜代太郎 長女) 金木  
白川 君男 (清二 長男) 蒔田  
山田 京子 (文次郎 3女) 金木  
北畠 勇二 (勇三郎 2男) 中里町  
小松 タマエ (才市 長女) 嘉瀬  
平尾 恒義 (恒雄 2男) 東京都  
鈴木 淳子 (又芳 4女) 金木  
夏坂 政秀 (仁八 5男) 金木  
佐藤 笑子 (真三 長女) 森田村  
都筑 建 (久馬 2男) 長崎市  
外崎 まつ子 (勝 長女) 蒔田  
棟方 清則 (清八郎 2男) 喜良市  
田中 トキ (政雄 2女) 柏村  
中谷 敏 (敏雄 2男) 川倉  
道井 一江 (慶男 長女) 東京都  
三上 二三 (恒男 2男) 中里町  
秋元 清美 (竹四郎 3女) 金木  
佐藤 仁保 (七郎治 長男) 青森市  
小田 桐陽子 (定繁 3女) 金木  
柳川 峻明 (太郎 長男) 栃木県  
大沢 良子 (定義 長女) 金木  
坂田 啓一 (正春 長男) 中里町  
鳴海 千賀子 (久弥 2女) 嘉瀬  
小松 四方一 (竹三郎 4男) 嘉瀬  
小関 文子 (与惣吉 2女) 山形県

伊藤 まちよ (62才) 嘉瀬  
徳田 朱美 (1才) 蒔田  
大谷 文雄 (58才) 川倉  
藤本 順一 (58才) 金木  
中村 安太郎 (75才) 金木  
工藤 マヒ (60才) 藤枝  
野宮 広 (18才) 金木  
桑田 清助 (92才) 喜良市  
沢田 ハギ (55才) 金木  
鎌田 直志 (71才) 嘉瀬  
白川 きよゑ (55才) 川倉  
浅利 よし (63才) 嘉瀬  
吉崎 永作 (69才) 嘉瀬  
平川 リミ (0才) 嘉瀬  
白川 重三郎 (77才) 金木  
成田 カシ (78才) 蒔田  
高橋 元次郎 (65才) 金木

結婚おめでとうございます  
(9月届出分)

(10月届出分)

(10月届出分)